

## 蟹江町文化財保存地域活用計画作成支援業務委託 仕様書

### 1 業務目的

蟹江町において、町内に存在する未指定を含む文化財について、周辺環境を含めた状況を把握したうえで総合的に保存・活用するための計画を定める「蟹江町文化財保存活用地域計画」の作成を目的として、その支援を行う。

### 2 事業の委託期間

#### (1) 令和2年度

契約日から令和3年3月31日まで

#### (2) 令和3年度

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### (3) 令和4年度

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ 令和3年度以降の業務委託については、令和2年度の履行状況を踏まえて、引き続き同業者と契約を締結するか判断することとする。

### 3 計画の概要

#### (1) 位置付け

①当町の文化財を総合的に保存・活用するための計画として位置付ける。

②作成した計画は、文化保護法に基づき、文化庁の認定申請を行うものとする。

#### (2) 計画期間

令和5年度から令和14年度まで（10年）

### 4 業務内容

蟹江町文化財保存活用地域計画については、3ヶ年計画で作成する予定であるが、その1年目のとして、令和2年度は以下の事業を実施する。

#### (1) 事前把握

##### ①情報収集

国の文化財行政の方針をふまえ、蟹江町総合計画や産業観光プロジェクト等の内容を確認し、文化財等に関連する施策の基本的な方向性確認するとともに、既存データから、町内の自然環境や社会環境、歴史的背景を整理し、特性を抽出する。

##### ②文化財資源の確認・候補の掘り起し

町内の未指定を含めた文化財について、既存の蟹江町史等の刊行物や調査報告書を確認し情報を整理することで文化財資源を確認するとともに、保存・活用対象とする文化財の掘り起こしをする。

(2) 文化財リスト作成のための調査の実施

①ヒアリング調査

町内会及び文化財保存関係団体及び有識者に対してヒアリング調査を実施し、文化財の所在について把握する。

②現地調査

ヒアリング結果を踏まえて町内フィールドワークを実施し文化財を掘起し、リスト化する。

(3) 蟹江町文化財保存活用地域計画作成協議会の支援及び打ち合わせ

文化財保存活用地域計画作成のための協議会（蟹江町教育委員会が委員を委嘱年3回程度開催）の運営について、資料作成、出席、議事要旨の作成を行う。また、作成作業を円滑に進めるための打ち合わせを事務局や関係機関と綿密に実施する。

(4) アンケート調査

町民に対しアンケート調査を実施し、地域住民の文化財に対する意識や、保存・活用に対する考え方について調査し、結果をまとめ、計画作成のための資料とする。

(5) 中間報告書の作成

調査で得られた成果や計画作成作業での検討結果を整理して中間報告書を作成し、関係機関に報告するとともに、次の年度の作成作業へとつなげる資料とする。

参考：2年目（令和3年度）以降の事業案

<令和3年度>

- (1) 1年目に実施した調査結果をふまえての追加調査および整理
- (2) 蟹江町内の文化財の現状及び課題のまとめ
- (3) 蟹江町文化財保存活用地域計画作成協議会の支援および打ち合わせ
- (4) 文化財保存活用地域計画の構想検討
- (5) 中間報告書の作成

<令和4年度>

- (1) 文化財リストの精査、補足調査
- (2) 文化財保存活用地域計画の作成
- (3) 蟹江町文化財保存活用地域計画作成協議会の支援および打ち合わせ
- (4) 文化財保存活用地域計画書の印刷